

兵庫県立豊岡高等学校 定時制課程 いじめ防止基本方針

兵庫県立豊岡高等学校 定時制課程

1 本校の教育方針

校訓「真理・正義・敬愛・自律・実践」のもと心身ともに健康で、自律性・社会性を身に付けた生徒を育てることを目指している。また郷土を愛する精神を養うための行事を多く設定し、地域の方々にも協力してもらい「ふるさと」を支える人材育成をし、社会に貢献できる人間を育てる取り組みを行っている。

全校生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した教育活動に取り組めるように、いじめ防止に向けて日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は但馬地域で唯一の定時制課程の高校であり、平成 29 年度には創立 70 周年を迎えるなど、長い歴史と伝統を誇っている。小規模学校の特徴を生かし、生徒指導において、きめ細やかな対応を行い、生徒間・教師間のコミュニケーションを密に取るように心掛けている。また社会貢献できる人材を育てるため地域と連携した取り組みを行っている。

学校の活性化と地域の活性化を図るために地域と連携し、地域も巻き込んで生徒の社会性と模範意識を高めることを目的とした実践を多く行ってきた。豊岡聴覚特別支援学校との交流、但馬の伝統工芸を生かした杞柳教室、地域清掃を行うクリーン作戦、地域の雪かきをする雪かき救援隊、かばん会社と協力し東北に義援活動として行ったミニチュア・ランドセル作成など地域交流を積極的に進める教育活動を行っている。

いじめについては小規模の特徴を生かし、生徒一人ひとりの変化に気付くことや、悩みや迷いを受け止める相談体制を整えることを意識している。また、いじめについては「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙 1 校内指導体制及び関係機関

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家であるキャンパス・カウンセラーを加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

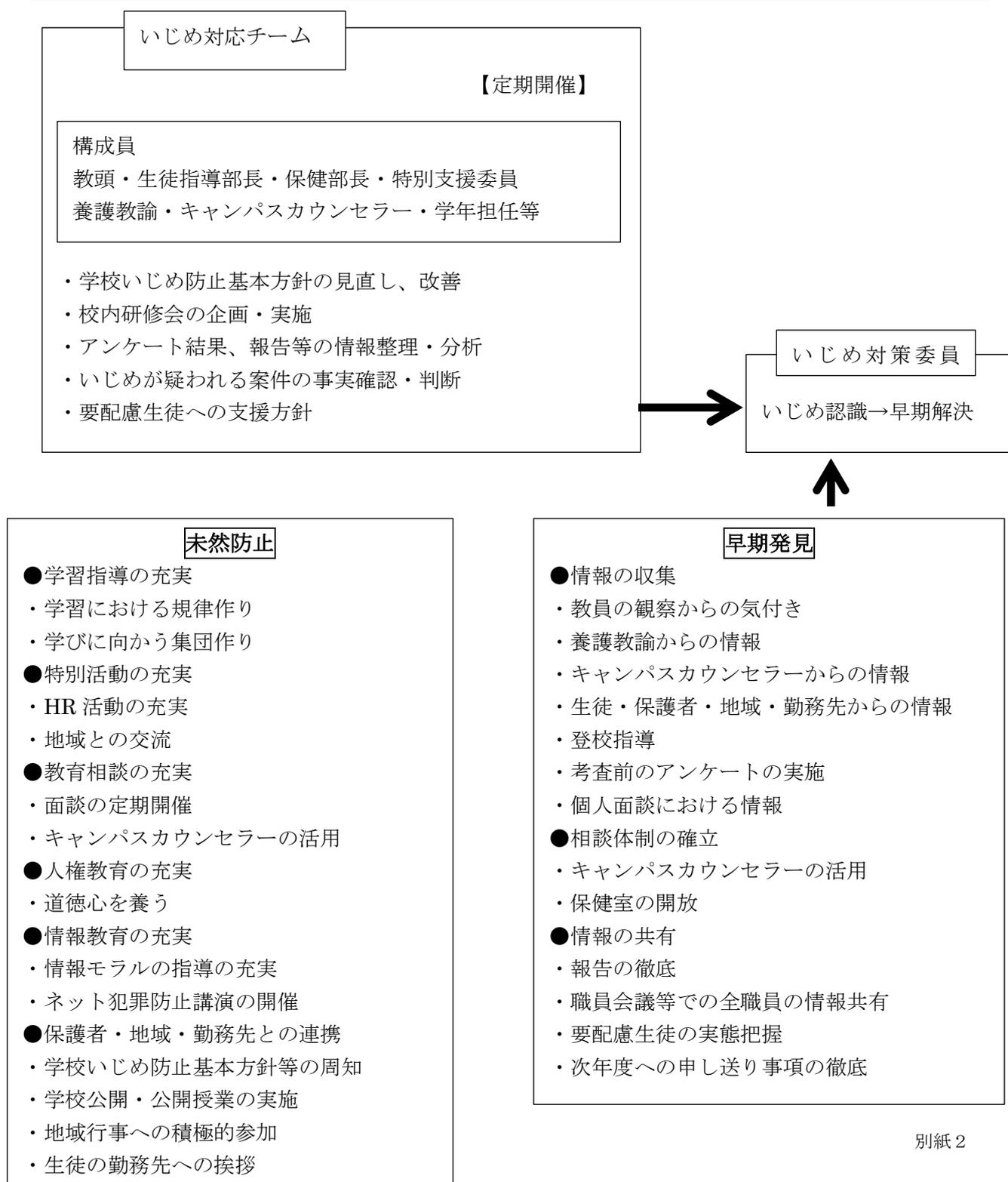
誰からも信頼される高校を目指している本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域と取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議委員会や三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針を見直す際に、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針となるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

校内指導体制及び関係機関

いじめの問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめ問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取組を進めていく必要がある。その中心となるのが「いじめ対策委員会」である。

*対応方法の詳細については、兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」を（平成25年1月版）参照



いじめ早期発見のためのチェックリスト

教室など

- 1 授業前いつも誰かの机が曲がっている。
- 2 掲示物が破れていたり机に落書きがあつたりする。
- 3 教室のゴミ箱にごみがあふれている。
- 4 下駄箱が明らかに外部からの力で凹んでいる。
- 5 下駄箱の靴がなくなる。
- 6 *教室のロッカーに置いていた教科書がなくなる。または落書きされる。

集団

- 1 グループ分けをすると特定の生徒が残る。
- 2 班にすると机と机の間に隙間がある。
- 3 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある。
- 4 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる。
- 5 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている。
- 6 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある。
- 7 些細なことで冷やかしたりするグループがある。

いじめられている生徒

- 1 移動教室などの時、一人でいることが多い。
- 2 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
- 3 顔色が悪く、元気がない。
- 4 下を向いて視線を合わせようとしない。
- 5 遅刻・欠席が多くなる。
- 6 教職員の近くにいたり、離れようとしない。
- 7 ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている。
- 8 持ち物が壊されたり、隠されたりする。
- 9 必要以上のお金を持ってくる。
- 10 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる。
- 11 *生活アンケートを提出しない。
- 12 発言すると、声をかけられたり、からかわれたりする。
- 13 授業中に消しゴムなどを投げられる。
- 14 他の生徒の行動ばかり気にして、下を向いて視線を合わせず、目立たないようにしている。

いじめている生徒

- 1 他の子どもに対して威嚇する表情をしたり、威圧的な態度を取る。
- 2 教職員の機嫌を取ることが多く、教職員によって態度を変える。
- 3 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ。
- 4 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう。
- 5 教職員の指導に大声を出し反抗したり、指導を受けずに帰ってしまう。
- 6 グループで行動し、他の子どもに指示を出し集団で威圧する。

* : 本校独自のもの

年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	いじめ対策委員会 ・指導方針 ・1学期計画作成	入学前生徒の中学校訪問 学級づくり	入学生徒への面談
5月	教育相談	人権学習	生活アンケート①
		交通安全講習会	個人面談
6月	教育相談		保護者会
7月		球技大会 クリーン作戦 (地域清掃) 校内生活体験発表大会	学校評価アンケート①
8月		カウンセリングマインド研修	訪問 生徒、勤務先
9月	教育相談	定時制祭 手話講習会 ふれあい交流会 (豊聴)	個人面談
10月		(3年修学旅行)	生活アンケート②
11月	教育相談	人権学習 ボランティア体験	
12月		球技大会 健康講演会 カウンセリングマインド研修	学校評価アンケート② 個人面談
1月	教育相談	進路講演会 雪かき救援隊	
2月			
3月	いじめ対策委員会 ・本年度のまとめ課題検討 ・次年度の指導方針計画	防災学習	生活アンケート③ 個人面談

職員会議等

- ・職員会議にて担任から要配慮生徒の報告、及びバックアップ体制の共有を行う。
- ・いじめ対策委員会は、キャンパスカウンセラーを交えての情報交換、観察について会議をする。

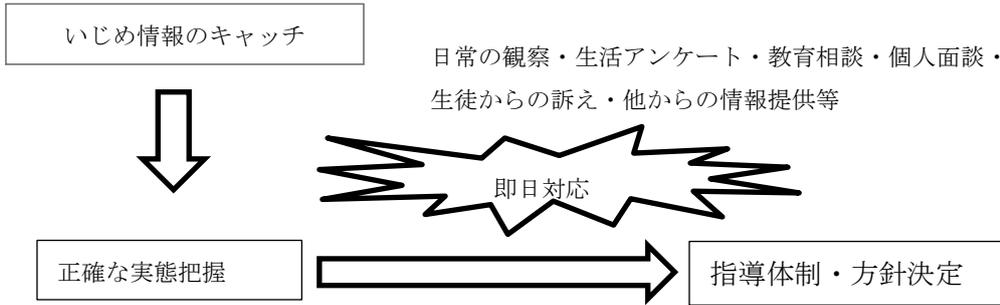
未然防止に向けた取り組み

- ・すべての教職員が、いじめ問題の重要性を認識する。
- ・入学前に中学校訪問をし、情報の交換を行う。
- ・すべての教員がいじめを許さない学校づくりの意識を持つ。
- ・年間を通じて登校時のあいさつ運動を実施する。
- ・地域との関わりを深め、社会に貢献する意識を高める。
- ・地域の方々に行事へ参加してもらい、郷土を愛する精神を養う。
- ・雪かきなど地域のボランティアに積極的に参加する。
- ・各担任が、いじめの問題を一人で抱え込むことなく報告・連絡・相談を行い、学校全体で組織的に対応する。

早期発見に向けた取り組み

- ・生活アンケートを3回、学校評価アンケートを2回実施する。
- ・個人面談だけでなく、全教職員が生徒の日常での微妙な変化に注意を払う。

組織的対応



①情報の流れ

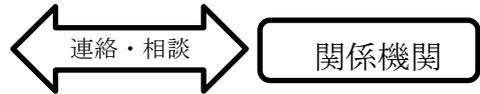
情報を得た教職員→
当該生徒の担任 →
生徒指導部長・教頭→校長→
県教育委員会

②保護者へは、事実確認後、連絡をする。
(その後は適宜連絡)

いじめ対策委員の招集・指揮

<いじめ対策委員で緊急対策会議の開催>

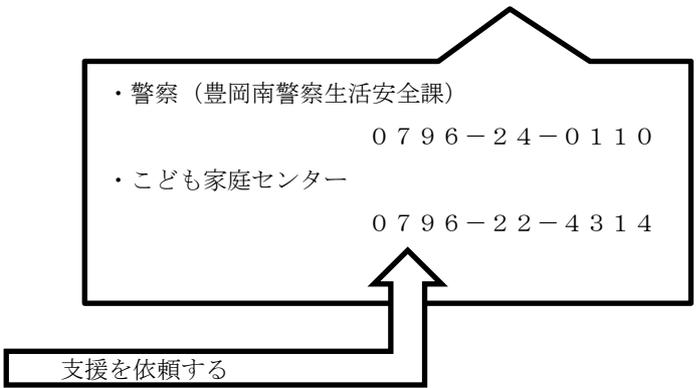
- ① 情報を得た教職員から報告を受け、チーム内で共通理解を図る。
- ② 調査方針及び分担を決定する。
- ③ 2名以上の教員で当該生徒について事情を確認し、事実関係を把握していじめ対策委員会へ報告
- ④ 報告を受けた後、いじめ対策委員会は、会議で指導方針を決定し、指導体制を編成する。
(当該生徒の担任・生徒指導部長等)
- ⑤ 職員会議で報告、職員全体で共通理解をする。



①いじめ解消に向けた指導を行う。

- (ア) いじめられた生徒には、どんなことがあっても守り抜くことを約束する。
- (イ) いじめた生徒は「いじめは決して許されない行為である」という意識を持たせる。

②暴力・恐喝等の犯罪行為、学校だけでは指導が困難な場合、または重大な事案があった場合は関係機関に支援を依頼する。



今後の対応

いじめ解消の定義：いじめ行為が止んで3ヶ月が経過している、被害者本人が苦しんでいない

- ①いじめ事案が解消されたとしても経過観察を行い、事後も継続指導を行う。
- ②キャンパスカウンセラー等の活用も含め、心のケアをする。
- ③再発防止・未然防止活動は継続していく。

*生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合

- ①速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ②県教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- ③事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ④マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。